

# 地方法人特別税が創設されました

平成20年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されました。

## 新税ポイント

- ☆平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税とあわせて地方法人特別税の申告が必要となります。
- ☆各法人の法人事業税と地方法人特別税とを合わせた税負担は、増えることはありません。

## 制度の概要

- (1) 法人事業税の改正
  - ・法人事業税(所得割・収入割)の標準税率が引き下げられます。
- (2) 地方法人特別税(国税)の創設
  - ・法人事業税(所得割・収入割)の一部を分離し、地方法人特別税(国税)が創設されます。
  - ・地方法人特別税は、法人事業税(所得割・収入割)の税額に税率をかけて計算します。
  - ・都道府県に法人事業税とあわせて申告納付します。
  - ・平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
- (3) 地方法人特別譲与税の創設
  - ・地方法人特別税の税収は、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与します。
  - ・譲与基準は、人口(1/2)及び従業者数(1/2)です。

## 地方法人特別税の概要

- 納める方  
法人事業税の納税義務のある法人
  - 適用時期  
平成20年10月1日以後開始する事業年度及び同日以後の解散(合併による解散を除く)による清算所得について適用されます。  
(事業年度が一年の場合、平成21年5月の中間申告から適用となります。)
  - 課税標準  
基準法人所得割額、基準法人収入割額  
(法人事業税額のうち、**標準税率により計算した**所得割額・収入割額)
  - 地方法人特別税の税率
- | 課税標準                   | 税率   |
|------------------------|------|
| 外形標準課税法人(※)の基準法人所得割額   | 148% |
| 外形標準課税法人以外の法人の基準法人所得割額 | 81%  |
| 収入金額課税法人の基準法人収入割額      | 81%  |
- ※外形標準課税法人とは資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人をいいます。
- 納める時期と方法  
法人事業税と同じ申告書・納付書により、県税事務所に申告納付します。  
現在の法人事業税・県民税の申告書・納付書に地方法人特別税を記載する欄が追加されます。

## 税額の計算方法

地方法人特別税は、法人事業税と区分して税額を算出します。

<法人事業税>

所得金額又は収入金額 × 法人事業税の税率 = **所得割額又は収入割額**

<地方法人特別税>

**基準法人所得割額又は基準法人収入割額** × 地方法人特別税の税率 = **地方法人特別税額**

### 予定申告について

平成20年10月1日以後開始する最初の事業年度については、前年度の地方法人特別税額がないため、経過措置が設けられています。

○平成20年10月1日以後開始する最初の事業年度

＜法人事業税＞(前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)÷前事業年度の月数)×3.3

＜地方法人特別税＞(前事業年度の法人事業税額(各割の合計額)÷前事業年度の月数)×2.7

※外形標準課税法人の場合、所得割、付加価値割、資本割の合計額となります。

○次年度以降

＜法人事業税＞(前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)÷前事業年度の月数)×6

＜地方法人特別税＞(前事業年度の地方法人特別税額÷前事業年度の月数)×6

### 法人事業税の税率

地方法人特別税の創設に伴い、法人事業税(所得割、収入割)の税率が引き下げられます。

○税率表

(平成20年10月1日以後開始する事業年度及び同日以降の解散(合併による解散を除く)による清算所得について適用)

法人区分	所得等の区分	税率(%)	
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	付加価値割	0.48%	
	資本割	0.2%	
	所得割	年400万円以下の所得	1.5%
		年400万円を超え 年800万円以下の所得	2.2%
・年800万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人※1 ・清算所得※2		2.9%	
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人、公益法人等及び投資法人等	所得割	年400万円以下の所得	2.7%
		年400万円を超え 年800万円以下の所得	4%
		・年800万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人※1 ・清算所得※2	5.3%
		特別法人(農業協同組合、信用金庫、医療法人など)	所得割
・年400万円を超える所得 ・軽減税率不適用法人※1 ・清算所得※2	3.6%		
電気・ガス供給業、又は保険業を行う法人	収入割	0.7%	

※1 軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

※2 平成20年10月1日以後の解散(合併による解散を除く)による清算所得について適用します。

### ＜お問い合わせ先＞

・和歌山県税事務所 事業税課法人グループ (TEL 073-441-3397)

・税務課 課税指導班 (TEL 073-441-2182)